

ならない。

第四條 保護施設を設置した者がその管理規則を設けたときは、これを地方長官に届出でなければならぬ。その者がこれを變更したときも同じである。

第五條 保護施設を設置した者が、これを廢止しようとするときは、左の事項を記載して地方長官の許可を受けなければならない。

一 廢止の事由

二 保護又は援護を受ける者の處置

三 財産の處分

第六條 地方長官は、保護施設から必要な報告を提出させ、又はその設備、事業若しくは會社の状況を調査することができる。

第七條 生活保護法第十四條の規定による作業は、保護を受ける者の能力に應じたものでなければならぬ。

第八條 保護の申請は、左の事項を記載して本人又は親族その他の緣故者がこれをなさなければならぬ。

い。

一 保護を必要とする者の氏名、生年月日及び職業
二 居住地及び居住期間又は現在地

三 保護を必要とする事由
都長官とする。以下同じ。)が必要と認めるときは、前項の規定による申請がない場合と雖も保護を行はなければならない。

第九條 左の場合においては、保護を受ける者(収容

一 死亡及び葬祭の年月日
二 葬祭費の額

保護を受ける者を除く)は、直ちにその旨を市町村長に届出でなければならない。

一 居住地又は現在地に異動があつたとき

二 世帯の構成に異動があつたとき、又は收支の状況に著しい異論があつたとき

三 保護を必要とする事由が消滅したとき

保護を受ける者が死亡したときは、同じ世帯にある者は、直ちにその旨を市町村長に届出でなければならない。

第十條 市町村長は、保護を受ける者の收容の委託を受けた者から、必要な報告を提出させ、又はその状況を視察することができる。

第十一條 左の場合においては、保護を受ける者の收容の委託を受けた者は、直ちにその旨を市町村長に提出でなければならない。

一 保護を受ける者が死亡したとき

二 保護を受ける者が生活保護法第二條又は同法第三十六條各號の一に該當すると認めたとき

三 前二號に掲げる場合の外保護の廢止、停止は變更を要すると認めたとき

第十二條 市町村長は、その指定した醫師、醫科醫師、薬劑師又は産婆から必要な報告を提出させるこ

とができる。

第十三條 生活保護法第十七條第一項の規定による葬祭費支給の申請書には、左の事項を記載し、且つ葬祭費の額を證する書類を添附しなければならない。

一 死亡者の氏名
二 死亡及び葬祭の年月日

四 死亡者との續柄

第十四條 都道府縣又は市町村が保護の費用を徴収する場合においては、その費用の計算書を添へ、納付することを要する金額及びその期限を指定しなければならない。

第十五條 生活保護法第三十五條の規定により、市町村長が遺留物品を賣却する場合においては、これを競争入札に附さなければならない。

有價證券及び見積價格百圓未満の物品は、競争入札に附さないで賣却することができる。前項の規定により競争入札に附しても落札者がなかつたときは、同一である。

第十六條 この省令中町村に關する規定は、町村制を施行しない地においては町村に準ずるものに、町村長に關する規定は町村長に準ずる者にこれを適用する。

附 則

第十七條 この省令は、生活保護法施行の日から、これを行なう。

第十八條 救護法施行規則、母子保護法施行規則、醫療保護法施行規則及び戰時災害保護法施行規則は、これを廢止する。

第十九條 昭和二十年厚生、陸軍、海軍、文部省令第一號の一部を次のやうに改正する。

附則第二項を削る。

兒童福祉法の制定

政府は次の世代を担当すべき兒童の保護の徹底を期するため、二十二年十二月十二日法律第百六十四號を

以て児童福祉法を制定公布したが、その全文は次の通りである。

児童福祉法 (昭和二十二年十一月二十四日)
(法律第二百六十四号)

第一章 総 則

第一條 すべて國民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。

すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

第二條 國民及び地方公共團体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第三條 前二條に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたつて、常に尊重しなければならない。

第一節 定 義

第四條 この法律で、児童とは、満十八歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。

一・乳兒 満一歳に満たない者

二・幼兒 満一歳から、小学校就学の始期に達するまでの者

三・少年 小学校就学の始期から、満十八歳に達するまでの者

第五條 この法律で、妊娠婦とは、妊娠中又は出産後一年以内の女子をいう。

第六條 この法律で、保護者は、親権者(親権者のないときは、後見人とする。以下同じ)その他の者

で、児童を現に監護する者をいう。

第七條 この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳兒院、母子寮、保育所、児童厚生施設、養護施設、精神薄弱兒施設、療育施設及び教護院とする。

第二節 児童福祉委員会

第八條 児童及び妊娠婦の福祉に関する事項を調査審議するため、中央児童福祉委員会及び地方児童福祉委員会を置く。

地方児童福祉委員会は、都道府縣ごとに、これを置く。

中央児童福祉委員会は、厚生大臣の、地方児童福祉委員会は、都道府縣知事の管理に属する。

中央児童福祉委員会は、厚生大臣の諮問に答え、又は関係各大臣に意見を具申することができる。

地方児童福祉委員会は、都道府縣知事の諮問に答え、又は関係行政廳に意見を具申することができるのである。

児童福祉委員会は、特に必要があると認めるときは、関係行政廳に対し、所屬職員の出席説明及び資料の提出を求めることができる。

第九條 中央児童福祉委員会は、委員四十五人以内で、地方児童福祉委員会は、委員二十人以内でこれ

を組織する。

第十條 中央児童福祉委員会において、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

第十一條 市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域に充てらるるまでに、児童委員は、児童福祉司の行う職務につき、これに協力するものとする。

第十二條 市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)は、第十一條第一項に規定する事項に関するものとする。

児童委員は、都道府縣知事の指揮監督を受ける。

第十三條 市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)は、第十一條第一項に規定する事項に関するものとする。

児童福祉委員会又は地方児童福祉委員会の委員及び臨時委員は、関係行政廳の官吏又は吏員、児童の保護、保健その他福祉に関する事業に從事する。

者及び学識経験のある者の中から、厚生大臣又は都道府縣知事が、夫々これを命ずる。

児童福祉委員会に、委員の互選による委員長一人を置く。

第十條 この法律で定めるものの外、委員の任期及び委員長の職務その他児童福祉委員会の運営に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第三節 児童福祉司及び児童委員

第十一條 都道府縣に、児童福祉司を置く。

児童福祉司は、児童及び妊娠婦の保護、保健その他福祉に関する事項について、相談に應じ、必要な注意を與える等これらの者の福祉増進に努める。

児童福祉司は、都道府縣知事の定める担当区域により、前項の職務を行う。

児童福祉司は、事務吏員又は技術吏員を以て、これに充て、児童及び妊娠婦の保護、保健その他福祉に関する事業につき経験又は学識のある者の中から、これを任用しなければならない。

児童委員は、児童福祉司の行う職務につき、これに協力するものとする。

民生委員会による民生委員は、児童委員に充てられたものとする。

児童委員は、都道府縣知事の指揮監督を受ける。

第十四条 この法律で定めるものの外、児童福祉司の任用級級その他児童福祉司及び児童委員に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

第四節 児童相談所

第十五条 都道府県は、児童相談所を設置しなければならない。

児童相談所は、児童の福祉増進について相談に應じ、必要があるときは、児童の資質の鑑別を行うことを目的とする。

第十六条 児童相談所には、所長及び所員を置く。

所長及び所員は、事務吏員又は技術吏員を以て、これに充てる。
所長は、都道府県知事の監督を受け、所務を掌理する。

所員は、所長の監督を受け、前條に規定する相談又は鑑別を掌る。

児童相談所には、第一項に規定するもの以外、必要な職員を置くことができる。

第十七条 児童相談所には、必要に應じ、児童を一時保護する施設を設けなければならない。

第十八条 この法律で定めるもの以外、児童相談所の管轄区域その他児童相談所に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

第二章 福祉の措置及び保障

第十九条 都道府県知事は、妊娠婦又は乳児若しくは幼児の保護者に対して、保健所又は医師、助産婦若しくは保健婦につき、妊娠、出産又は育児に関し、保健指導を受けることを勧奨しなければならない。

妊娠婦及び乳児又は幼児の保護者は、保健所又は

医師、助産婦若しくは保健婦につき、妊娠、出産又は育児に関し、保健指導を受けなければならない。

都道府県知事は、乳児又は幼児に対して、健康診査を施行することができる。

都道府県知事は、經濟的理由により、保健指導を受ける費用を負担することができない妊娠婦又は乳児若しくは幼児の保護者に対しては、命令の定めるところにより、その費用を代わつて負担する措置をとらなければならない。

第二十条 妊娠した者は、速やかに、医師又は助産婦の妊娠證明書を添え、市町村長に妊娠の届出をしなければならない。但し、附近に医師及び助産婦がない等やむを得ない事由があるときは、医師又は助産婦の妊娠證明書を添えることを要しない。

第二十一条 都道府県知事は、命令の定めるところにより、前條の規定により、妊娠の届出をした者に対して、母子手帳を交付しなければならない。
妊娠婦が、保健所又は医師、助産婦若しくは保健婦につき、保健指導を受けたときは、その都度、母子手帳に保健指導上必要な事項の記載を受けなければならぬ。乳児又は幼児の保護者が、保健所又は医師助産婦若しくは保健婦につき、乳児又は幼児の保健指導を受けたときも、また同様である。

第二十二条 市町村長は、前條の規定による通告を受けた児童については、この限りでない。

第二十三条 市町村長は、前條の規定による通告を受けた児童について、必要があると認めたときは、左の各号の一の措置をとらなければならない。
第二十四条 市町村長は、前條の規定による通告を受けた児童について、必要があると認めたときは、左の各号の一の措置をとらなければならない。

第二十五条 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認める児童を発見した者は、これを児童相談所又はその職員に通告しなければならない。但し、少年審判所の保護処分をなすべき児童については、この限りでない。

第二十六条 児童相談所長は、前條の規定による通告を受けた児童について、必要があると認めたときは、左の各号の一の措置をとらなければならない。
第二十七条 第二十二条の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告すること

第二十八条 児童又はその保護者を児童福祉司又は児童委員に指揮させること

第二十九条 前項第一号の規定による報告書には、児童の住

がない等やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

第三十条 市町村長は、保護者が、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であつて、その

者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがあると認めるときは、その保護者及び児童を母子寮に入所させて保護しなければならない。但し、附近に母子寮がない等やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

所、氏名、年齢、履歴、性行、健康状態その他児童の福祉増進に關し、参考となる事項を記載しなければならない。

第二十七條 都道府縣知事は、前條第一項第一号の規定による報告のあつた児童につき、命令の定めるところにより、左の各号の一の措置をとらなければならぬ。

一 児童又はその保護者に訓戒を加え、又は誓約書を提出させること

二 児童又はその保護者を児童福祉司又は児童委員に指導させること

三 児童を里親（保護者のない児童又は保護者に監護させること）が不適当であると認められる児童を養育することを希望する者であつて、都道府縣知事が、適當と認める事をいう。以下同じ。）に委託し、又は乳兒院、養護施設、精神薄弱兒施設、療育施設若しくは教護院に入所させること

前項第三号の措置は、児童に親権者があるときは、その親権者の意に反して、これをとることができない。

第二十八條 保護者が、その児童を虐待し、又は著しくその監護を怠り、よつて刑罰法令に触れ、又は触れる處のある場合においては、前條第一項第三号の措置をとることが児童の親権者の意に反するときは、都道府縣知事は、左の各号の措置をとることができる。

一 保護者が親権者であるときは、家事審判所の承認を得て、前條第一項第三号の措置をとること

二 保護者が親権者でないときは、その児童を親権

者に引き渡すこと。但し、その児童を親権者に引き渡すことが児童の福祉のため不適當であると認めるときは、家事審判所の承認を得て、前條第一項第三号の措置をとること

前項の承認は、家事審判法の適用に關しては、これを同法第九條第一項甲類に掲げる事項とみなす。

第二十九條 都道府縣知事は、前條の規定による措置をとるため、必要があると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に從事する吏員をして、児童の住所若しくは居所又は児童の從業する場所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができ。この場合においては、その身分を証明する証票を拂帶させなければならない。

第三十条 都道府縣知事は、里親に、その委託した児童について、必要な報告をさせることができる。

第三十一條 第二十七條第一項第三号の規定により、精神薄弱兒施設、療育施設又は教護院に入所した児童について、厚生大臣又は都道府縣知事は、満二十歳に達するまで、その者をこれらの児童福祉施設に在所させることができる。但し、児童相談所にその

児童の資質の再鑑別をさせ、児童相談所が、その必要を認めた場合に限る。

第三十二條 都道府縣知事は、第二十七條第一項の措置をとる権限の全部又は一部を児童相談所長に委任することができる。

一 保護者が親権者であるときは、家事審判所の承認を得て、前條第一項第三号の措置をとること

二 保護者が親権者でないときは、その児童を親権

都道府縣知事は、必要があると認めるときは、第二十七條第一項の措置をとるに至るまで、児童相談所長をして、児童に一時保護を加えさせ、又は適當な者に、一時保護を加えることを委託させることができる。

第三十四條 何人も、左の各号に掲げる行為をしてはならない。

一 不具奇形の児童を公衆の觀覽に供する行為

二 児童にこじきをさせ、又は児童を利用してこじきをする行為

三 公衆の娛樂の目的として、満十五歳に満たない児童にかるわざ又は曲馬をさせる行為

四 満十五歳に満たない児童に戸戸について、又は道路その他これに準ずる場所で歌謡、遊藝その他

の演技を業務としてさせる行為

五 満十五歳に満たない児童に酒席に侍する行為を業務としてさせる行為

六 児童に淫行をさせる行為

七 前各号に掲げる行為をする處のある者その他児童に対し、刑罰法令に触れる行為をなす處のある者に、情を知つて、児童を引き渡す行為及び當該引渡し行為のなされる處があるの情を知つて、他人に児童を引き渡す行為

養護施設、精神薄弱兒施設、療育施設又は教護院においては、夫々第四十一條、第四十二條、第四十三條又は第四十四條に規定する目的に反して、入所した児童を酷使してはならない。

前項の児童を酷使から保護するため必要な事項は、児童の労働に関する他の法令の趣旨を尊重して、第四十五条の規定による最低基準において、これを定める。

第三章 児童福祉施設

第三十五條 國及び都道府縣は、命令の定めるところにより、児童福祉施設を設置しなければならない。市町村その他の者は、命令の定めるところにより、児童福祉施設を設置しなければならない。

第三十六條 都道府縣知事は、地方児童福祉委員会の意見を聞き、市町村に対し、児童福祉施設の設置を命ずることができる。

児童福祉施設には、児童福祉施設の職員の養成施設を附置することができる。

第三十七条 助産施設は、保健上必要があるにもかかわらず、經濟的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入れさせて、助産を受けさせることが目的とする施設とする。

第三十八条 乳兒院は、乳兒を入院させて、これを養育することを目的とする施設とする。

第三十九條 保育所は、日日保護者の委託を受けて、児童が満二歳に達するまで、これを継続することができる。

第四十条 母子寮は、配偶者がない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入れさせて、これらの者を保護することを目的とする施設とする。

第四十一条 保育所は、日日保護者の委託を受けて、

その乳児又は幼児を保育することを目的とする施設とする。

第四十二条 児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを與えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設とする。

第四十三条 療護施設は、乳児を除いて、保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護をする所を入所させて、これを養護することを目的とする施設とする。

第四十四条 敷護院は、不良行爲をなし、又はなす處のある児童を入院させて、これを教護することを目的とする施設とする。

第四十五条 厚生大臣は、中央児童福祉委員会の意見を聞き、児童福祉施設の設備及び運営について、最低基準を定めなければならない。

第四十六条 行政廳は、前條の最低基準を維持するため、児童福祉施設の長に對して、必要な報告をさ

せ、児童の福祉に関する事務に從事する官吏又は吏員に、実地につき監督させることができる。

行政廳は、児童福祉施設の設備又は運営が、前條の最低基準に達しないときは、その改善を命じ、又は児童福祉委員会の意見を聞き、その事業の停止を命ずることができる。

第四十七条 児童福祉施設の長は、必要があると認められるときは、入所した児童に対して、親権を行うことができる。但し、親権のある者の財産の管理については、この限りでない。

第四十八条 療護施設、精神薄弱児童施設及び療育施設に入所中の児童のうち、学校教育法第二十二條又は第三十九條の規定により就学させられるべき者に対する教育については、学校教育法の定めるところによる。

教護院の長は、在院中、学校教育法の規定による小学校又は中学校に準ずる教科を修めた者に對し、小学校又は中学校の課程を修了したものと認定しなる施設又は身体の機能の不自由な児童を治療するとともに、独立自活に必要な知識技能を與えることを目的とする施設とする。

第二十條又は第三十八條の監督廳の承認を受けなければならぬ。

前項の教科に関する事項については、学校教育法の規定により、承認を受けた教護院の教科に關する事項については、文部大臣(國の設置する教護院以外の教護院については、学校教育法の規定による都道府縣監督廳)が、これを監督する。

第二項の規定による認定を受けた者は、学校教育法の規定による小学校又は中學校の課程を修了した者とみなす。

第四十九條 この法律で定めるものの外、児童福祉施設の職員その他児童福祉施設に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第四章 費用

第五十条 左の各号に掲げる費用は、都道府県の負担とする。

一 地方児童福祉委員会に要する費用

二 児童福祉司及び児童委員に要する費用

三 児童相談所に要する費用（設備に要する費用を除く。）

四 第十九條第四項の措置に要する費用

五 母子手帳に要する費用

六 都道府県の設置する助産施設母子寮又は保育所に入所させた者につき、その入所後に要する費用

七 第二十七條の措置に要する費用（國の設置する乳兒院、養護施設、精神薄弱兒施設、療育施設又は教護院に入所させた児童につき、その入所後に要する費用を除く。）

八 一時保護に要する費用

九 児童相談所の設備並びに都道府県の設置する児童福祉施設の設備及び職員の養成施設に要する費用

第五十一条 左の各号に掲げる費用は、市町村の負担とする。

一 第二十二条から第二十四條まで又は第二十七條の養成施設に要する費用

二 市町村の設置する児童福祉施設の設備及び職員

第五十二条 國庫は、第五十條第一号、第二号、第五号及び第九号並びに前條第二号の費用に對しては、政令の定めるところにより、その二分の一（第五十條第九号及び前條第二号の費用中、母子寮、保育所及び療育施設の設備については、二分の一乃至三分の一）を補助する。但し、第五十條第九号及び前條第二号の費用中、本人及びその扶養義務者において入院のための費用を負担することができない乳児を入院させて、これを養育することを目的とする乳兒院以外の乳兒院及び児童厚生施設の設備に関するものについては、この限りでない。

第五十三条 國庫は、前條に規定するもの外、第五十條及び第五十一條に規定する地方公共團體の負担する費用に對しては、政令の定めるところにより、その十分の八を補助する。

第五十四条 都道府縣は、第五十一條第二号の費用に対する費用に對しては、政令の定めるところにより、その四分の一（保育所及び療育施設の設備については三分の一）を補助しなければならない。但し、本人又はその扶養義務者の居住地又は財産所在地の都道府

第五十五条 都道府縣は、第五十一條第一号の費用に對しては、政令の定めるところにより、その四分の一乃至四分の一を補助しなければならない。但し、本人及びその扶養義務者において、入院のための費用を負担することができない乳兒を入院させて、これを養育することを目的とする乳兒院以外の乳兒院及び児童厚生施設の設備に關するものについては、この限りでない。

第五十六条 厚生大臣、都道府縣知事又は市町村長

は、左の各号の一の費用を、期限を指定して本人又はその扶養義務者から徴収しなければならない。但し、市町村長において、児童福祉司又は児童委員の意見を聞き、本人及びその扶養義務者が、その費用を負担することができないと認めるときは、この限りでない。

第一項第三号に規定する措置に要する費用

二 一時保護に要する費用

前項但書の場合において、市町村は、その費用の十分の一を負担しなければならない。但し、命令で

第一項の規定による費用の徴収は、これを本人又はその扶養義務者の居住地又は財産所在地の都道府

第五十七条 都道府縣、市町村その他の公共團體は、左の各号に掲げる建物及び土地に對しては、租稅その他の公課を課することができない。但し、有料で使用させるものについては、この限りでない。

第五十八条 第三十五條第二項の規定により設置した児童福祉施設が、この法律若しくはこの法律に基いて発する命令又はこれらに基いてなす処分に違反し

第五章 雜則

第五十九條 都道府縣、市町村その他の公共團體は、

左の各号に掲げる建物及び土地に對しては、租稅その他の公課を課することができない。但し、有料で使用させるものについては、この限りでない。

二 前号に掲げる建物の敷地その他主として児童福

祉施設のために使う土地

第五十九條 第三十五條第二項の規定により設置した

対しては、政令の定めるところにより、その十分の一を補助しなければならない。

二 市町村の設置する児童福祉施設の設備及び職員

たときは、行政廳は、同項の認可を取り消すことができる。

児童福祉施設であつて、この法律による認可を受けるもの又は前項の規定により認可を取り消されたものについては、行政廳は、児童福祉委員会の意見を聞き、その事業の停止を命ずることができる。

第五十九條 この法律又はこの法律に基いて発する命令の規定により、厚生大臣、都道府縣知事若しくは市町村長又は児童相談所長のなす処分に不服のある者は、行政廳に訴願することができる。

第六十條 第三十四条第一項第六号の規定に違反した者は、これを十年以下の懲役又は二千円以上三万円以下の罰金に処する。

第三十四条第一項第一号から第五号まで若しくは第七号又は同條第二項の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。児童を使用する者は、児童の年齢を知らないことを理由として、前二項の規定による处罚を免かれることができない。但し、過失のないときは、この限りでない。

第六十一條 児童相談所において、児童の資質の鑑別に従事した者が、正当の理由なく、その職務上取り扱つたことについて知得した人の秘密を漏らしたときは、これを六箇月以下の懲役又は三千円以下の罰金に処する。

第六十二條 正当の理由なく、第二十九條の規定による児童委員若しくは児童の福祉に関する事務に従事する吏員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその質問に對して答弁をせず、若しくは虚

偽の答弁をし、又は児童に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、これを五千円以下の罰金に処する。

附 則

第六十三條 この法律は、昭和二十三年一月一日から第二十四條まで、第五十条第四号、第六号、第七号及び第九号（児童相談所の設備に関する部分を除く。）第五十二条、第五十四条及び第五十五条の規定並びに第五十二条、第五十三条及び第五十六条の規定中これららの規定に関する部分は、昭和二十三年四月一日から、これを施行する。

第六十四條 民生委員令による民生委員は、第十二条

第三項の規定の施行の日から、三箇月を経過した日に、その任期が満了したものとみなす。

前項の規定による任期満了の結果、民生委員を選ぶに當つては、第十二条第一項の職務を行ふに適する

第六十五條 児童虐待防止法及び少年教護法は、これによることを要件としなければならない。

第六十六條 児童虐待防止法第二條の規定により、都道府縣知事のなした処分は、これをこの法律中の各相当規定による措置とみなす。

第六十七條 この法律施行の際、現に存する少年教護法の規定による少年教護院及び職員養成所は、これをこの法律の規定により設置した教護院及び職員養成施設とみなし、少年教護院に在院中の者は、これ

を第二十七條第一項第三号の規定により、教護院に入院せられた者とみなす。

第六十八條 少年教護法第二十四條第一項但書の規定により、その教科につき、文部大臣の承認を受けたものは、第四十八条第三項の規定により、教科に

関する事項につき、学校教育法第二十条又は第三十条の監督廳の承認を受けたものとみなす。

第六十九條 この法律施行の際、現に存する生活保護法の規定による保護施設中の児童保護施設は、これをこの法律の規定により設置した児童福祉施設となす。

第七十条 この法律施行の際、現に存する児童福祉施設であつて、第六十七条及び前條の規定に該当しないものは、命令の定めるところにより、厚生大臣の認可を得て、この法律による児童福祉施設として存續することができる。

第七十一条 東京都の特別区のある区域においては、当分の間、第二十二条から第二十四条まで及び第五十六条第一項中「特別区の区長」とあるのは、「東京都知事」、第五十二条及び第五十六条第一項中「特別区」とあるのは、第五十二条第一号の規定に係るものについては、「東京都」と読み替えるものとする。

第七十二条 満十四歳以上の児童で、学校教育法第九十六条の規定により、義務教育の課程又はこれと同

等以上と認める課程を修了した者については、第三十四条第三号から第五号までの規定は、これを適用しない。